

25年A020401  
保存種別 第1種  
熊警第1510号  
平成25年12月16日

## 復職支援休暇制度の運用について（通達）

復職支援休暇制度については、「復職支援休暇制度の運用について（通達）」（平成22年3月31日付け熊警第499号）により運用しているところである。この度、同制度の一部見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、職員に周知徹底するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

## 記

### 1 目的

復職支援休暇制度は、精神性疾患（統合失調症、躁病、躁うつ病、うつ病、神経症性障害、精神障害等の精神及び行動の障害を伴う疾病をいう。以下同じ。）により休職した職員の復職時における負担を軽減する措置を講じることにより、その職員の円滑な職務復帰を図ることを目的とする。

### 2 復職支援休暇の意義

復職支援休暇とは、精神性疾患により休職した職員が休職から復職するに当たり、勤務を軽減するために取得する病気休暇をいう。

### 3 根拠規定

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第12条の4第2項及び「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（通知）」（平成7年3月16日付け人委第749号）第6の2

### 4 対象職員

精神性疾患による休職から復職するに当たり、勤務を軽減する必要があると警察本部長が認めた者とする。ただし、臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。

### 5 取得期間

復職の日から3月までの期間（週休日及び休日を含む。）とする。

### 6 取得時間

155時間以内とする。

### 7 取得単位

1日に割り振られた勤務時間の2分の1（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）を超えない範囲内で、1時間を単位とする。

## 8 対象職員の勤務の区分

対象職員の勤務の区分は、通常勤務又は毎日制勤務とする。対象職員が三交替制勤務の指定を受けている場合は、毎日制勤務に変更するものとする。

## 9 再度の休職後における取得制限

復職支援休暇を取得したことのある職員が、再度、精神性疾患により休職した場合は、警察本部長が特に認めた場合を除き、復職支援休暇を取得することはできない。

## 10 取得手続

### (1) 請求

復職支援休暇の承認を受けようとする職員は、復職の日のおおむね2週間前までに復職支援休暇請求書（別記様式）を所属長に提出しなければならない。

### (2) 健康管理室における面接

(1)の場合において、復職支援休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ、警察本部厚生課健康管理室において面接を受け、復職支援休暇の取得の必要性等について助言を受けるものとする。

### (3) 所属長の措置

所属長は、(1)の規定による提出を受けたときは、提出された復職支援休暇請求書に復職支援休暇の取得の必要性に係る意見及び当該休暇の取得計画を記載して、警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付するものとする。

### (4) 警務課長の措置

警務課長は、(3)の規定による送付を受けたときは、請求の内容を審査し、承認の可否に関する意見を付して警察本部長に報告するものとする。

### (5) 承認の決定等

警察本部長は、(4)の規定による報告を受けたときは、速やかに承認の可否を決定し、所属長を通じて請求した職員に通知するものとする。

### (6) 取得

復職支援休暇の承認を受けた職員は、復職支援休暇を取得しようとするときは、熊本県警察職員の服務に関する訓令（昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号）第22条第1項の規定に基づき、所属長の決裁を受けなければならない。

## 11 その他

所属長は、復職支援休暇の運用について疑義がある場合は、警務課長と協議するものとする。

※ 別記様式（略）